第6回 うらやす景観通信

平成 25 年8月 16 日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954·1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

時がたつのは早いもので、お盆の季節となりました。旅行に出かけたり実家に帰ったりと、浦安を離れた際には行った先の景観を少し気にしていただきたいと思います。浦安とは何が違うのか、それはなぜか、そういった視点から景色を見るのも楽しいものです。

第6回のテーマは「景観計画① 効力の及ぶ区域はどこまで?」です。

「景観計画とは何か」ということは第2回で説明させていただきました。ではその計画 の区域はどこまでにするかを決める必要がありました。結論から言ってしまうと浦安市は 市内全域を景観計画区域として指定しているのですが、それは何故でしょうか。

国土交通省の定めている景観法の運用指針には「景観計画の区域は必要かつ十分な区域 を設定すべきである」と記載されています。本当に浦安市の全域が「必要かつ十分な区域」 なのか。浦安市の成り立ちを振り返りながら考えてみましょう。

ご存知の方もいると思いますが、浦安市は市内の約 3/4 が埋立てで作られた陸地で成り立っています。埋立てで作られた陸地は、ここの土地はこう使おう、ここにはこんな建物を集めようというふうに、事前にある程度の青写真が描かれており、計画的な開発が行われたため、地域ごとに特徴があります。

計画的に住宅開発が行われた**中町地域**、現在も一部で開発が行われている**新町地域**、鉄鋼流通業が集積している**工業ゾーン**、レジャーランドを中心とした**アーバンリゾートゾーン**、そして埋立て以前からある市街地である**元町地域**から浦安市は構成されています。



浦安市はこのような個々の特徴を有しており、これらをさらに魅力あるまちへと発展させるため、全域を景観計画区域にしました。

「全域を指定するのは広すぎでは?他の地方公共団体はどうしているの?」と疑問に思う方もいると思います。景観計画を策定している 360 の地方公共団体のうち 9 割以上が全域を景観計画区域としているという結果が平成 25 年 1 月 1 日の調査で出ています。

次回は「景観計画② 浦安の景観は他と違うの?」をテーマに掲載します。